



報道機関 各位

記者発表資料  
令和元年7月31日（水）  
問合せ先：商業振興課  
課長：金子 芳久  
担当：益田、上原  
電話：816—3792

## 「さいたま市プレミアム付商品券」購入引換券の交付申請の受付を開始します！

令和元年度の住民税が非課税の方は、さいたま市プレミアム付商品券の購入を希望する場合、さいたま市への申請が必要になります。

### 1 目的

10月の消費税率引上げが、所得の少ない方・小さな乳幼児のいる子育て世帯の方に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を下支えするために、さいたま市プレミアム付商品券を販売します。

### 2 申請対象者

令和元年度の住民税（均等割）が非課税の方

※課税されている方の扶養になっている方、生活保護受給者等は対象外です。

【参考】小さな乳幼児のいる子育て世帯の世帯主の方は、申請の必要はありません。9月末以降順次購入引換券を発送します。

### 3 申請受付期間 令和元年8月1日（木）から令和元年11月29日（金）まで（消印有効）

### 4 申請方法

- ・8月1日（木）から順次対象と思われる方にご案内と購入引換券の申請書を発送します。
- ・申請は、同封している返信用封筒を使用し、原則郵送で受け付けます。
- ・受付期間中、各区役所に相談窓口を設置しています。（区役所開庁日（区役所休日窓口開設日を含む。）8時30分から17時15分まで）
- ・購入対象要件に該当する方あてに、購入引換券を9月末以降順次発送します。

### 5 お問い合わせはこちらへ

「さいたま市プレミアム付商品券コールセンター」

電話：0570-0-20316 FAX：0570-0-77785

8時30分から17時15分まで。土・日、祝・休日も運営しています。

※電話、FAXとも通話料金がかかります。

## **【参考】さいたま市プレミアム付商品券について**

10月の消費税率引上げが、所得の少ない方・小さな乳幼児のいる子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起・下支えすることを目的に発行します。

### **1 概要**

#### (1) 購入対象者

ア 令和元年度の住民税（均等割）が非課税の方

※課税されている方の扶養になっている方、生活保護受給者等は対象外です。

イ 平成28年4月2日から令和元年9月30日までの間に生まれた子がいる世帯主の方。この期間に生まれた子の人数分、購入できます。

※上記アイ両方を満たす場合は、両方の条件で購入できます。

#### (2) 購入単位：1冊あたり5,000円

（販売価格4,000円、プレミアム分1,000円）

#### (3) 購入限度額：住民税（均等割）が非課税の方：1人につき5冊

小さな乳幼児のいる子育て世帯主の方：お子さま1人につき5冊

#### (4) 当初発行額：38億5千万円（プレミアム分25%含む）

#### (5) 使用期間：令和元年10月1日から令和2年3月31日まで

### **2 購入方法**

#### (1) 購入方法

購入対象者の方には、9月末以降順次購入引換券を送付します。

購入対象者の方は、販売窓口で購入引換券と本人確認書類を提示の上、さいたま市プレミアム付商品券を購入いただきます。

#### (2) 販売窓口

市内約100か所（予定）

#### (3) 販売期間

令和元年10月1日（火）から令和2年2月28日（金）まで

**※先着順ではありません。購入引換券をお持ちの方は商品券を購入することができます。**

### **3 取扱加盟店の募集**

さいたま市プレミアム付商品券を使用できる取扱加盟店を募集しています。インターネット、FAX、郵送で応募を受け付けています。

【専用ホームページの場合】URL：<https://premium-gift.jp/saitama/>

【FAXの場合】FAX送信先：048-649-4510

【郵送の場合】郵送先：〒330-0845 さいたま市大宮区宮町2-75 7階

さいたま市プレミアム付商品券事務局（株）JTB 埼玉支店内）あて